

栃木県水田農業レポート（令和2（2020）年7月号）

栃木県農業再生協議会

栃木県水田農業レポートは、農業者の皆さまが需要に応じた生産・販売を進めていく上で、農業経営の改善や作付計画の判断に役立てていただくため、米に関する需給動向や価格動向等の情報をお知らせしています。

令和2年産米の作柄が平年作であれば、
需給バランスが崩れて米価が下落することが
懸念されています。



新型コロナウイルス感染症の拡大等による需要減少により、令和2年5月末の主食用米の民間在庫量は昨年よりも16万トン増加しています。

さらに、令和2年産米の作付が前年並みの見通しのため、作柄が平年並みとなると民間在庫量の増加により需給バランスが崩れ、米価の下落も懸念されます。

このため、国では需要に応じた生産に向けた検討のため、飼料用米等の取組計画書等の追加・変更の受付を8月31日まで延長することとしました。

この機会に主食用米から飼料用米等への転換をご検討ください。

【主食用米の作付意向（6月末現在）】

○令和2年産米の作付意向は、栃木県も含め25都道府県で前年並みの傾向となり、国全体としては微減の状況。

○昨年は天候不順により、結果として米の需給バランスが維持されたものの、令和2年産が平年作だと作付過剰となる見通し。

増加	前年並み	減少
0	25	22
都道府県	都道府県	府県

【令和2年産米の品目別作付状況（栃木県）】

- 主食用米の作付面積は増加傾向。
- 飼料用米、WCS及び備蓄米の作付面積は減少傾向。

	(ha)								
	主食用米	備蓄米	加工用米	飼料用米	WCS	米粉用米	新市場 開拓用米	麦	大豆
29年産	53,600	1,810	1,829	10,054	1,710	344	2	7,020	446
↓	+1,100	▲763	+194	▲899	▲84	+261	+53	▲9	▲33
30年産	54,700	1,046	2,023	9,155	1,626	604	54	7,011	413
↓	+200	+340	+75	▲740	▲6	+95	▲2	+137	▲75
元年産	54,900	1,386	2,098	8,414	1,620	699	52	7,148	339
↓									
2年産	→	→	↘	↘	↘	↗	↘	→	↘

資料：農林水産省「水田における作付け状況」、「2年産米等の作付意向(6月末現在)」

【米穀販売事業者における販売数量の動向（前年同月比）】

- 2月・3月は小売向けの販売増加に伴い増加したが、4月以降は減少。

	元年					2年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
小売事業者向け	101%	97%	99%	99%	101%	110%	124%	110%	95%	
中食・外食事業者向け	97%	98%	95%	97%	98%	99%	89%	75%	76%	
販売数量計	99%	97%	97%	98%	100%	105%	108%	94%	86%	

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

【民間在庫量の推移（出荷＋販売段階）】

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、在庫量の増加幅が拡大。
4月末（対前年差+11万トン）・5月末（対前年差+16万トン）

	(単位：万玄米トン)											
	当年						翌年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
30/元年	102	87	151	288	305	301	282	258	227	192	161	131
対前年差	▲6	▲1	▲4	+5	▲10	▲10	▲6	▲5	▲7	▲9	▲5	▲3
元/2年	99	79	161	294	315	318	295	266	233	204	177	
対前年差	▲3	▲9	+10	+6	+10	+17	+14	+7	+6	+11	+16	

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

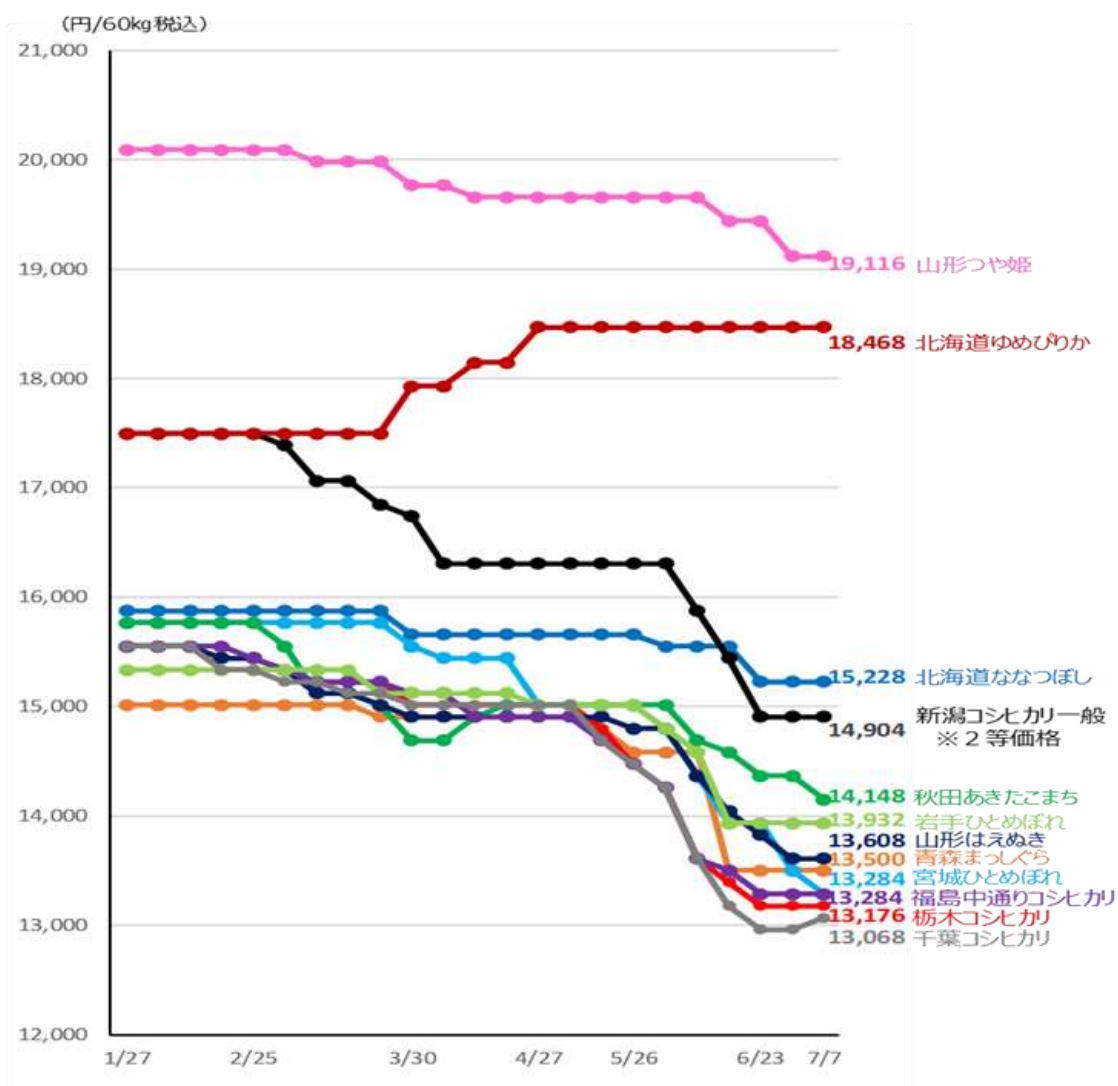
※出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間玄米仕入数量5,000トン以上）、出荷業者（年間玄米仕入数量500トン以上）である。

※販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間玄米仕入数量4,000トン以上）である。

【令和元年産米スポット価格の推移】

○ 関東コシヒカリのスポット価格は、5月以降に下落幅が拡大

(円/60kg税込)



注: スポット価格は、米穀データバンク発行「日刊・米穀市況速報」(関東相場、東京着地基準、下限値、税抜)の価格を農林水産省が税込に加工。
 新潟コシヒカリの令和元年産価格は2等品の価格。

加工用米・新規需要米（飼料用米等）の取組計画の追加・変更の受付期限が8月31日まで延長されました。もう一度、需要に応じた生産を検討してみましょう！



国では、産地における需要に応じた生産に向けた検討のため、6月30日が提出期限である加工用米・新規需要米（飼料用米等）の取組計画書等の追加・変更を8月31日まで受け付けることとしました。

飼料用米等・米粉用米の複数年契約の取組に対して産地交付金 12,000 円/10a が加算されます！



国では令和2年度の「水田活用の直接支払交付金」において、これまでの戦略作物助成（収量に応じ55,000円～105,000円/10a）に加えて、新たに飼料用米・米粉用米の実需者との複数年契約に基づいた生産を推進しています。当該取組に対しては、産地交付金（12,000円/10a）が助成されます。

◆対象となる複数年契約とは

契約期間：3年以上 ※1

契約主体：集出荷団体（又は生産者）と実需者（又は実需者団体）

契約内容：以下の内容が含まれていること

- ・複数年契約の期間における各年産の契約数量 ※2
- ・販売価格又は販売価格の設定方法
- ・契約不履行に対する違約条項

※1 令和2年産から新たに結んだ複数年契約で令和4年産までの3年分を含むもの

※2 契約数量は、複数年契約の期間において維持又は増加するものであること

取組内容の詳細については、各地域農業再生協議会へご相談ください。

過去の栃木県水田農業レポートはこちらをご覧ください。

栃木県水田農業レポート

検索